

## 第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、第3次尾張旭市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）の策定支援業務を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加する事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 実施目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する「第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

### 2 事業者の選定方法

市が、公募による事業者から提出された企画提案書類を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

- (1) 委託業務名  
第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務
- (2) 業務内容  
別添「第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間  
委託契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 見積限度額

3,400,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

- (1) 令和5年度 1,200,000円
- (2) 令和6年度 2,200,000円（債務負担行為を設定）  
※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。  
※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は、失格とする。

### 5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内において国の機関又は他の自治体において、本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。

## 6 選定日程

内 容	日 時
公募開始	令和5年7月10日（月）
質問受付期間	令和5年7月10日（月）から 令和5年7月18日（火）まで
質問回答期日	令和5年7月21日（金）
参加表明書提出期限	令和5年7月24日（月）
企画提案書類提出期限	令和5年8月2日（水）
審査結果通知	令和5年8月下旬
契約に関する協議	別途通知
契約・委託業務開始	令和5年8月末頃

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

## 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 団体概要（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 企画提案書表紙（様式4）
- (5) 予定技術者調書（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

## 8 質問の受付等

質問については、次の要領で提出すること。

- (1) 質問の提出方法  
質問事項を質問書（様式6）に記入の上、提出先電子メールアドレス宛てに提出すること。提出後は、着信の確認のため、提出先に電話をすること。
- (2) 提出期限  
令和5年7月18日（火）午後5時まで（必着）  
※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出先  
尾張旭市役所 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係  
電子メールアドレス tayoseisuishin@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に[質問書：第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務]と明記すること。

(4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和5年7月21日(金)までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問の内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書を次の要領で提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月24日(月)午後5時まで(必着)

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(2) 提出書類

提出書類	提出部数等
参加表明書(様式1)	原本1部
団体概要(様式2)	原本1部
業務実績(様式3)	原本1部
※登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部
※納税証明書(国税・県税・市税)	原本1部
※財務諸表(前会計年度のもの) ・貸借対照表(期首・期末) ・損益計算書(決算時) ・キャッシュ・フロー計算書(会計年度を通じたもの)	各1部
注意 1 業務実績(様式3)は、元請として実施したものを対象とすること。 2 表中「※」を付した書類は、参加者が「令和4・5年度尾張旭市入札参加資格者名簿」に登録されている者である場合、提出を要しない。	

(3) 提出場所

尾張旭市 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。電子メールによる提出後は、着信の確認のため、提出場所宛てに電話をすること。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

## 10 企画提案

企画提案については、提出書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年8月2日(水)午後5時まで(必着)  
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (2) 提出書類

提出書類(企画提案書類)	提出部数等
企画提案書表紙(様式4)	原本1部
企画提案書(様式任意)	原本1部(クリップ留め) 写し7部(ホッチキス留め)
業務実施体制(様式任意)	
業務実績(様式3)	
予定技術者調書(様式5)	
見積書(様式任意)※要押印	原本1部
社会的価値の実現に資する取組等を証する書類(欄下部※記載の取組等を行っている場合)	写し各1部
※社会的価値の実現に資する取組等 1 女性の活躍促進に関する取組(女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー又は、えるぼし等) 2 ワーク・ライフ・バランスの推進(愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等) 3 障がい者等雇用に関する取組(障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録) 4 個人情報の適切な取扱いに関する取組(プライバシーマーク等)	

- (3) 提出書類に関する留意事項
- ア 企画提案書表紙(様式4)及び企画提案書(様式任意)
- (ア) 様式規格はA4規格の縦(A3規格の折込可)とし、片面10ページ以内(両面印刷不可)で提案意図を明確に伝えること。また、企画提案書(様式任意)には、社名、ロゴ等、提案者が特定できるような情報を表示しないこと。  
 ※ A3規格の折込を用いる場合であっても、当該資料を含めて片面10ページ以内とすること。
- (イ) 図、絵、写真等の使用は可とする。
- (ウ) 以下事項についての提案を含め、事項順に記載すること。
- a 業務の基本的な考え方  
 (a) 本プランの策定に関する基本的な考え方  
 (b) 法令等に基づく計画としての位置づけに関する考え方  
 (c) 業務全体のプロセス
- b 市民意識調査について  
 (a) 設問の設計  
 (b) 調査結果の分析・報告
- c 本プランの策定について  
 (a) 本プラン案の策定方法  
 (b) 本プランの推進方法、進捗確認の実施方法  
 (c) 成果品(プラン・概要版)についての工夫
- d 独自提案について

## イ 業務実施体制（様式任意）

- (ア) 本業務を実施するに当たっての実施体制を図で示し、組織体制上の優位性を明記すること。
- (イ) 管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。
- (ウ) 予定技術者の氏名、所属・役職等、担当する業務内容を記入すること。
- (エ) 所属・役職等については、申請書の提出以外の団体に所属する場合には、団体名等も記載すること。

## ウ 予定技術者調書（様式5）

配置予定の管理技術者及び担当技術者の業務実績等について、簡潔に記載すること。

また、記載した業務実績について、業務証明書等（契約書の写しでも可）を1部提出すること（原本の予定技術者調書に添付すること）。

また、社名、ロゴ等、参加者が特定できるような情報を表示しないこと。

## エ 見積書

(ア) 見積金額については、見積限度額の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

(イ) 見積は令和5年度業務と令和6年度業務の内訳金額がわかるようにすること。

(ウ) 内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

(エ) 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

## (4) 提出場所

尾張旭市 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係

## (5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

## 11 企画提案の審査

### (1) 審査方法

企画提案書類については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。

なお、配点は、基本的審査項目95点、社会的価値の実現に資する取組等に係る審査項目5点の合計100点とする。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、選定した事業者及び審査結果を本市ホームページにて公表する。

### (3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

## 12 契約の締結

- (1) 市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 企画提案書類に記載された項目は、原則、契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、最も優れた提案を行ったと認められる事業者との協議により、契約を締結する段階で項目を追加、変更及び削除する場合がある。
- (3) 最も優れた提案を行ったと認められる事業者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

## 13 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を市民生活部多様性推進課に直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

## 14 その他の留意事項

- (1) 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 提案書に記載された内容は、特に断りが無い限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (9) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (10) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

## 15 連絡先

尾張旭市 市民生活部 多様性推進課 男女共同参画係

住所：〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話：0561-76-8125（直通）

FAX：0561-53-7008

電子メール：tayoseisuishin@city.owariasahi.lg.jp